

多様な農業の共存に向けて



国際農業・食料レター



2026年 **3** 月 (No. 205)

全国農業協同組合中央会

〈今月の話題〉

第二次トランプ政権の通商政策の現在地

☆国際農業・食料レターのバックナンバーは、下記
インターネットホームページをご覧ください。



「国際農業・食料レター」に関する問い合わせ先：JA全中 農政部 農政課
〒100-6837 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル ☎ 03-6665-6070
インターネット・ホームページ：https://www.zenchu-ja.or.jp/public/global_letter/

第二次トランプ政権の通商政策の現在地

〔 要 旨 〕

第二次トランプ政権は、発足直後から「米国第一の通商政策」を掲げ、関税を通じて貿易赤字の是正、国内産業保護、投資誘導を図る方針を鮮明にした。2025年4月には、国際緊急経済権限法（IEEPA）を根拠とする相互関税を導入した。

また、関税措置は、単なる歳入措置ではなく、相手国・地域に市場開放や投資約束を迫る交渉手段として用いられ、日本、中国、EU、韓国、英国、東南アジア諸国等との間では、農産物購入拡大、牛肉関税割当、認証手続の見直しなど、農業分野にも及ぶ二国間での合意が相次いだ。

市場アクセス拡大や非関税措置の見直しという成果が示されているが、USDA見通しでは2026年度の農業貿易赤字縮小は主として輸入減によるもので、輸出が大幅に伸びる構図ではない。

政権は、貿易交渉による効果が出るまでの間における一時的な貿易の混乱への対策として、大型財政支援で農業への影響緩和を図っており、通商強硬策と財政支援を組み合わせる二層構造がみられる。

2026年2月20日、米国最高裁はIEEPAが大統領に関税賦課権限を与えていないと判断した。これを受け、政権は、同法を根拠とした相互関税から1974年通商法122条に基づく一律10%の輸入課徴金（追加関税）へと切り替えた。また、違法に徴収されたこととなった相互関税についての還付の問題も生じている。

一方で、232条に基づく分野別関税や、301条に基づく調査・圧力は維持されており、関税政策そのものが後退したわけではない。

今後、122条追加関税が10%のまま推移するのか、15%に引き上げられるのか、そして301条調査が実際の追加関税や是正措置に結び付くのかなど、第二次トランプ政権の通商政策については、引き続きその動向を注視し、我が国農業に対する影響を慎重に分析する必要がある。

はじめに

トランプ大統領は、就任初日の2025年1月20日に「米国第一の通商政策」と題する大統領覚書に署名し、貿易赤字、不公正な貿易慣行、既存協定の見直し等に関する広範な調査・勧告を関係機関に指示した。その後、国別の相互関税を含む新たな関税措置を打ち出し、それらを貿易相手国に市場開放や投資を迫る交渉手段として用い、米国は、日本、中国、EUを含む数多くの国・地域と二国間での合意に至った。

2026年2月20日、米国最高裁は国際緊急経済権限法（IEEPA）が大統領に関税賦課権限を与えていないと判断し、相互関税等は無効とされると、政権は国際収支赤字に対処するための通商法122条に基づく一律10%¹の輸入課徴金（追加関税）に切り替えるなど、執筆時点（2026年3月末）でも第二次トランプ政権の通商政策は引き続き不確実性が高い状態にある。

本号では、前号以降の第二次トランプ政権の通商政策の現状を整理し、今後の展開を見通す上で参考となり得る情報を提供することとしたい。なお、本号は2026年3月末時点で得られた情報をもとに作成している。

1. 第二次トランプ政権の関税政策の要旨

(1) 関税の種類²

第二次トランプ政権の関税措置は、まずどの範囲に、どの目的で関税をかけるのかで三つに区分すると理解しやすい。

第一は、ほぼ全ての輸入品を広く対象にする関税である。これは、米国の貿易赤字や国際収支問題に対応するため、一律に課す性格が強い。いわば「広くかける関税」であり、IEEPAに基づく相互関税や122条追加関税がこの類型に当たる。

第二は、特定の産業や品目に絞って課す関税である。これは主として1962年通商拡大法232条に基づく措置であり、国家安全保障やサプライチェーン強靱化を理由に発動される。対象は、自動車・同部品、鉄鋼・アルミニウム、銅、半導体などで、品目ごとに税率や適用除外が細かく定められる。いわば「品目を狙ってかける関税」である。

1 一定の天然資源・肥料、一定の農産物（牛肉や緑茶など）、医薬品・原料、一部電子機器、自動車・一部部品、航空宇宙品などは適用除外。除外となる品目は大統領布告付属表で列挙。

2 現在発動している措置のほかに、特定国の差別待遇がある場合に関税を賦課できる1930年関税法388条、輸入が米国製造業に深刻な損害を与える場合に関税を賦課できる1974年通商法201条も挙げられる。

第三は、特定国の不公正な行為や政策に対抗するための措置である。主な法的根拠は1974年通商法301条で、対象国の行為・政策・慣行が不合理又は差別的で、米国商業に負担又は制限を与えていると判断された場合に、追加関税その他の是正措置をとる。これは「特定国への対抗措置」と理解するとよい。第一次トランプ政権時に中国の技術移転・知的財産・イノベーションをめぐる開始された中国に対する関税措置がこれにあたる。

(2) 主要国・地域への適用状況

主要国・地域への適用状況は、まず多くの国・地域に共通してかかる関税を押さえ、その上で国別の例外や調整を見ると理解しやすい。2026年2月24日以降の基本構造は、①通常の品目には122条追加関税として10%、②鉄鋼・アルミ製品および銅には50%、③自動車・同部品と中・大型トラック・同部品には25%、④木材・製材には10%、⑤木材製品と半導体には25%、というものである。

すなわち、通常品目には一律10%がかかる一方、戦略物資や重点産業品目には、それとは別建てで高い税率が課される構造になっている。なお、代替困難なものなど米国経済や供給網への配慮を背景として、重要鉱物、エネルギー・同製品、一部の農産物（牛肉や緑茶等）、医薬品、特定の電子機器、航空宇宙製品などは122条追加関税の対象外となっている。

品目区分	追加関税率	主な根拠・特徴
下記以外の通常品目	10%	122条。一般関税率（MFN税率）に上乗せ
鉄鋼・アルミ製品（派生品含む）	50%	232条
銅（派生品・半製品）	50%	232条
自動車・同部品	25%	232条。国別例外あり
中・大型トラック・同部品	25%	232条
木材・製材	10%	232条
木材製品	25%	232条。国別例外あり
半導体（特定仕様品）	25%	232条
122条追加関税の対象外		重要鉱物、エネルギー、一部農産物、医薬品、特定電子機器、航空宇宙製品など

【図表1：主要国・地域に共通する基本的な追加関税の枠組み（2026年2月24日以降）】

そのうえで、主要国・地域ごとの差は、主として自動車・同部品、木材製品、USMCA³適合品、対中国301条措置に現れる。言い換えれば、国別の違いを見る際には、すべての税率を個別に追うよりも、通常品目は10%か、自動車は25%のままか、その国だけ引下げや例外があるかを確認すれば、おおむね全体像を把握できる。

3 USMCA（United States-Mexico-Canada Agreement）とは、米国、メキシコ、カナダの3か国による自由貿易協定であり、2020年7月1日に発効した。それまでのNAFTA（北米自由貿易協定）に代わる協定。

日本、EU、韓国は、通常品目は10%である一方、自動車・同部品と木材製品については、合意に基づき一般関税率（MFN税率）を含めて15%に調整されている。したがって、これら3者は「通常品目は10%、ただし自動車等は15%に引き下げられた国・地域」と整理するのが分かりやすい。他方、鉄鋼・アルミ製品や銅については、引き続き50%の対象である。

英国は、日本やEUとは少し異なる。通常品目は10%であるが、自動車については年間10万台まで10%、鉄鋼・アルミ製品については25%とされている。また、木材製品も10%の扱いである。したがって、英国は「通常品目は10%、自動車と木材製品も比較的低い税率に調整された国」と位置付けられる。

中国は、最も複雑である。通常品目10%、自動車25%、鉄鋼・アルミ50%、銅50%、半導体25%という基本枠に加え、品目によってはさらに301条関税が別途上乘せされる。このため、中国については、122条や232条だけでなく、既存の301条措置を重ねて見なければ、実際の負担水準を把握できない。

カナダとメキシコは、USMCAの存在により、他国とは読み方が異なる。通常品目についても、USMCA原産地規則を満たす製品は122条追加関税の対象外である。自動車についても、USMCAの自動車原産地規則を満たす場合は非米国産部分のみに関税が適用される。したがって、北米では「何%か」を見る前に、まずUSMCA適合品かどうかを確認することが重要である。

ブラジルとインドは、税率表上は、日本やEUのような明確な引下げ枠には入っておらず、一般ルールのまま整理されている。すなわち、通常品目は10%、自動車は25%、鉄鋼・アルミと銅は50%である。もっとも、ブラジルについては別途301条調査が進行中であり、農業分野ではエタノール市場アクセスと森林の違法伐採が農業競争条件に与える影響が論点に含まれている。インドについても暫定合意はあるが、現在のところ税率表上は一般扱いである。

国・地域	通常品目	自動車・同部品	木材製品	301条の追加関税
日本・EU・韓国	10%	MFN税率込み15%	MFN税率込み15%	なし
英国	10%	完成車は年10万台まで10%、超過分は25%	10%	なし
中国	10%	25%	25%	あり (品目別に7.5%～100%)
カナダ・メキシコ	USMCA適合品は0%、非適合品は10%	USMCA適合車は非米国産部分のみに課税／部品は関税適用プロセス確立まで免除	25%	なし
ブラジル	10%	25%	25%	なし
インド	10%	25%	25%	なし

【図表2：主要国・地域の適用状況（簡略整理）（2026年2月24日以降）】

2. 第二次トランプ政権下での二国間合意の状況（農業関係を中心に整理）等

(1) 二国間合意の概要

第二次トランプ政権下での二国間合意は、関税引下げと引換えに市場アクセスや投資、非関税措置是正を組み合わせる点に特徴がある。従来の自由貿易協定よりも、比較的短い合意文書や共同声明を積み上げる方式が多く、国ごとにその法的安定性などには差がある。合意の形式や実施状況から次のように分類できる。①正式な合意文書が公表されている案件、②正式な合意文書はないが少なくとも関税率や一部措置が公的に実施・反映されている案件、③大枠の合意や共同声明の段階にとどまる案件、④調査や協議が中心の案件。これらの分類のうち、①②は概して実施段階にある一方、③④は実施細目が未公表であったり、今後文書化が予定されていたり、必ずしもすべてが実施段階に入っているとはいえない。

本号では、正式な合意文書の有無はUSTR（米国通商代表部）の「Agreements on Reciprocal Trade（相互貿易に関する協定）」のページ、実施・反映の有無はUSTRの「Presidential Tariff Actions（大統領による関税措置）」のページ、ホワイトハウスの大統領令・ファクトシート、相手国政府の文書を基準に、主要な国々の農業分野に関するものについて、次項以降で国別に整理する。

(2) 正式な合意文書が公表されている案件

① インドネシア

インドネシアは、2025年7月22日に共同声明で枠組み合意が公表され、その後、2026年2月19日に合意文書が公表された。ホワイトハウスは同日のファクトシートで、今後数週間で国内手続を行い、協定を有効化するとしている。

農業分野では、インドネシアは99%超の米国産品の関税撤廃に加え、食品・農産物をすべての輸入許可制度から除外し、食肉・チーズ等に関するGIの透明・公正な取扱いをすることとした。

さらに、りんご、牛肉・牛肉製品、とうもろこし、大豆など45億ドル超の米国農産物購入が公表されている。

② マレーシア

マレーシアについては、2025年10月26日に合意文書が公表された。

農業分野では、マレーシアは乳製品、家きん肉、豚肉、コメ、燃料用エタノールなどで市場アクセスを広げ、さらに、ソルガム市場の開放、豚肉・家きんについて病気の出ていない地域ごとに輸入可否を判断する仕組みの採用、ハラール認証手続の円滑化、米国の食肉・家きん・乳製品に関する食品安全の仕組みの受入れることとなった。合意文書では、SPS措置⁴を科学・リスクベースで運用すること、GIの透明性・公正性を確保すること、

4 SPS措置（Sanitary and Phytosanitary Measures）とは、食品安全、動物衛生及び植物防疫を確保するために各国がとる輸入規制・検査・認証等の措置をいう。具体的には、残留農薬基準、動植物検疫、衛生証明書、輸入検査、病害虫の侵入防止措置などが含まれる。

チーズ・食肉の一般名称の使用だけを理由に市場アクセスを制限しないことが明文化されている。

③ カンボジア

カンボジアも2025年10月26日に合意文書が公表された。

米国産品100%の関税撤廃を約束し、農業分野では、米国当局の規制監督を認め、米国当局発行の証明書を受け入れ、米国のSPS措置その他の食品・農産物向け措置を認めることとなった。

米国側のファクトシートによれば、米国産食肉・家きん・ナマズ類・卵製品への追加的な施設登録要求の不適用、生鮮果実・野菜の輸入を認める市場アクセス・プロトコルの整備などが含まれている。

④ アルゼンチン

アルゼンチンについては、2025年11月13日に枠組み合意が公表され、その後、2026年2月5日に合意文書が公表された。

農業関係では、2025年11月の枠組み公表時点で、アルゼンチンは広範な農産物に優遇的市場アクセスを与える方針を示し、1年以内に米国家きん肉・家きん製品へのアクセスを認めること、牛肉・牛肉製品、豚肉・豚肉製品の輸出に係る手続の簡素化を打ち出した。

合意文書では、SPS措置の科学・リスクベース化、食品・農産物の非関税措置への共同対処、GIの透明性・公正性確保が明記されている。さらに、2026年2月に、米国側がアルゼンチン産リーンビーフ・トリミング（赤身牛肉の端材でひき肉原料）の無税輸入TRQ（関税割当）を8万トン拡大⁵する措置を公表している。

(3) 正式な合意文書はないが、米国側では実施に移っている案件

① 日本

日本については、2025年7月22日に枠組み合意が公表され、同年9月4日に実施にかかる大統領令が出されたため、米国側には実施文書があるが、USTRに合意文書は掲載されていない。

農業分野では、ミニマムアクセス米の米国産米の調達割合を75%増やすこと、とうもろこし・大豆・肥料・バイオエタノール等を含む年80億ドルの米国産品を購入することが明記された。

② 英国

英国については、2025年5月8日に大枠の合意が公表されたが、この文書自体は法的拘束力を持たないことを明記している。その後、米国側では、2025年6月16日に実施にかかる大統領令が公表されている。

5 既存の割当は年間2万トンに、2026年限定でリーンビーフ・トリミングの追加8万トンを上乗せするもの。

農業・食料分野では、英国は米国産牛肉について既存の1,000トン枠内20%の関税を撤廃し、さらに13,000トンの無税枠を新設した。また、米国産エタノールに14億リットルの無税枠を設けた。これに対応して、米国側も既存の牛肉低関税枠（65,005トン、複数国枠）から13,000トン英国に再配分した。

なお、合意では、輸入食品・農産物は引き続き輸入国側の食品安全・検疫基準に従うと明記しており、米英間の食品基準の違いがなくなったわけではない。

③ EU

EUについては、2025年7月28日に合意、8月21日には共同声明が公表され、米国側では9月25日に実施にかかる官報通知が行われた。

農業分野では、EUは樹木ナッツ、乳製品、生鮮・加工果実野菜、加工食品、種子、大豆油、豚肉、バイソン肉に市場アクセスを与える方向を示し、さらに豚肉・乳製品の衛生証明書の簡素化などを約束している。また、EUDR（欧州森林破壊防止規則）に関して、米国産の農産物は森林減少リスクが無視できるレベルであることを認めている。EUとの合意は、関税率そのものより、証明書、食品安全・検疫、規制運用の見直しが中心である。

④ 中国

中国は、公開文書の形が他国と異なる。USTRの一覧には、複数の共同声明や大統領令が並んでいるが、合意文書という形での公表はされておらず、共同声明や大統領令により措置を積み上げている。

農業分野では、中国は2025年3月4日以降に発表した対米報復関税を停止し、その対象には鶏肉、小麦、とうもろこし、綿花、ソルガム、大豆、豚肉、牛肉、水産物、果実、野菜、乳製品が含まれる。

また、中国は2025年末までに米国産大豆1,200万トン、2026～2028年に各年2,500万トンを購入し、ソルガムの購入も再開するとされた。中国との合意は、公表資料から見る限り、恒久的な市場開放というより、報復措置の停止と購入約束を組み合わせた休戦型の合意という性格が強い。

⑤ 韓国

韓国については、2025年7月30日に大枠合意が公表され、11月13日に米韓共同のファクトシートを公表したが、合意文書は作成されていない。

農業分野では、食品・農産物の非関税措置への共同対処、農業バイオテク承認の迅速化と滞留案件の解消、園芸品向けの専用窓口の設置、一定の名称を用いる米国産食肉・チーズの市場アクセス維持が盛り込まれている。

(4) 大枠の合意やファクトシートの公開の段階にとどまる案件

① スイス・リヒテンシュタイン

スイス・リヒテンシュタインについては、2025年11月14日に大枠の合意が公表され、2026年早期に最終化するとされている。

農業分野では、家きん肉、牛肉、バイソン肉の関税割当、ナッツ、魚介類、一部果実等の関税引下げ・撤廃、米国家きん肉に対する制限的措置の見直し、牛肉・バイソン肉・乳製品要件の簡素化が示されている。

② タイ

タイについては、2025年10月26日に大枠の合意が公表された。

農業・食料分野では、タイは99%の品目で関税撤廃を打ち出し、FSIS（米国農務省食品安全検査局）認証済み食肉・家きん肉のアクセス迅速化、米国当局発行証明書の受入れ、燃料用エタノールの輸入許可発行、動物用医薬品でFDA（米国食品医薬品局）の事前承認・証明を受け入れることを約束した。

さらに、とうもろこし、大豆を中心に26億ドル相当の米国農産物購入も公表されている。

③ ベトナム

ベトナムも、2025年10月26日に大枠の合意が公表された。

農業分野では、ベトナムはほぼすべての品目で市場アクセス拡大を打ち出し、米国当局発行証明書の受入れ、米国の規制監督の尊重、チーズ・食肉を含む米国産農産物のアクセスを維持、米国産モモとネクタリンについてアクセス改善を約束した。

さらに、共同声明では、ベトナム企業が米国企業との間で20件のMOU（覚書）を締結し、米国産農産物を29億ドル超購入することが明記されている。

④ インド

インドについては、2026年2月6日に大枠の合意が公表された。

農業分野では、インドがDDGS（エタノール蒸留粕）、赤ソルガム、ナッツ類、生鮮・加工果実、大豆油などの関税を削減又は撤廃するとされている。また、長年の非関税措置への対応にも合意し、6か月以内に米国又は国際基準の受入可否を判断する見込みである。

(5) 公式の合意文書を確認できない案件

① フィリピン

フィリピンについては、米国側で他国のような公式文書は確認できないが、フィリピン政府側の説明では、2025年7月23日に相互関税率は20%から19%へと引き下がる旨の説明があり、実際に相互関税率の修正を定めた2025年7月31日の大統領令において、フィリピンに対する相互関税率が20%から19%へと修正された。

農業分野について、フィリピン政府側は、米国産の大豆、小麦などの一部品目にゼロ関税を導入する方針を説明しているが、これに対応した米国側の公式の資料は確認できない。

国名	農業分野の概要	関税引き下げ ・非関税措置見直し
インドネシア	農産物も含む99%超の米国産品の関税撤廃。非関税措置の見直し。45億ドル超の米国産農産物購入。	・あり ・あり
マレーシア	米国産乳製品、家きん肉、豚肉、コメなど幅広い品目分野で、大幅な特権的市場アクセス（USTR資料内では97%）を約束。非関税措置の見直し。	・あり ・あり
カンボジア	100%の米国産品の関税撤廃。非関税措置の見直し。	・あり ・あり
アルゼンチン	広範な米国農産物の市場アクセス拡大（低関税枠を設定）。米国産家きん等の市場開放。非関税措置の見直し。一方で、米国はアルゼンチン産牛肉8万トンの無税枠拡大を実施。	・あり ・あり
日本	米国産米の調達拡大（75%増）。米国産とうもろこし・大豆・肥料・バイオエタノール等を含む80億ドルの米国産品購入。	・なし ・なし
英国	米国産牛肉について13,000トン、米国産エタノールに14億リットルの無税枠を新設。米側も英国向けに既存の「その他の国」向けの牛肉低関税枠から13,000トンを再配分。	・あり ・なし
EU	米国産ナッツ、乳製品、大豆油、豚肉、パインソーン肉などで市場アクセス拡大（低関税枠を設定）。加えて、豚肉・乳製品の衛生証明書の簡素化など、非関税措置の見直し。	・あり ・あり
中国	中国は2025/3/4以降の対米報復関税を停止し、その対象には鶏肉、小麦、とうもろこし、綿花、ソルガム、大豆、豚肉、牛肉、水産物、果実、野菜、乳製品が含まれる。米国産大豆を2025年末までに1,200万トン、2026～2028年は各年2,500万トン購入。	・あり （※双方とも報復措置に対処） ・なし
韓国	非関税措置の見直し。一定名称の米国産食肉・チーズのアクセス維持。	・なし ・あり
スリネーション	ナッツや果実など一部の米国産農産物に対する無関税措置及び牛肉などその他の米国産農産物に対する関税割当制度の適用を通じた市場アクセスの改善。非関税措置の見直し	・あり ・あり
タイ	99%の米国産品の関税撤廃。非関税措置の見直し。26億ドル超の米国産農産物購入。	・あり ・あり
ベトナム	農産物を含むほぼすべての米国産品で関税を撤廃。29億ドル超の米国産農産物を購入。	・あり ・あり
インド	米国産ソルガム、ナッツ、生鮮・加工果実などで関税削減・撤廃。非関税措置の見直し。	・あり ・あり
フィリピン	フィリピン側は、米国産大豆、小麦などの一部品目にゼロ関税を導入する方針を説明。	・あり ・あり

【図表3：主要国の二国間合意の状況（2026年3月末時点）】

(6) USDAによる農産物輸出拡大の取組

USDAは、USTRを中心とした各国との関税の引下げや非関税措置の撤廃に係る合意後、直ちに実際の農産物輸出拡大に取り組むとしており、米国農業輸出拡大策として2025年9月に「スリーポイント・プラン」を公表している。同プランは、①USDAが米国企業とともに新たな市場アクセス機会がある国を訪問し、実際に商談を行うこと、②米国農産物の海外におけるプロモーションの強化、③国際取引に係る信用保証制度の強化を柱としている。

USDAは東アジアの市場での新たな市場機会を注視しているとも言われており、こうした戦略をもとに貿易ミッションの展開が進められている。

3. 米国農業分野における関税政策の効果と評価

(1) 関税政策の効果と影響

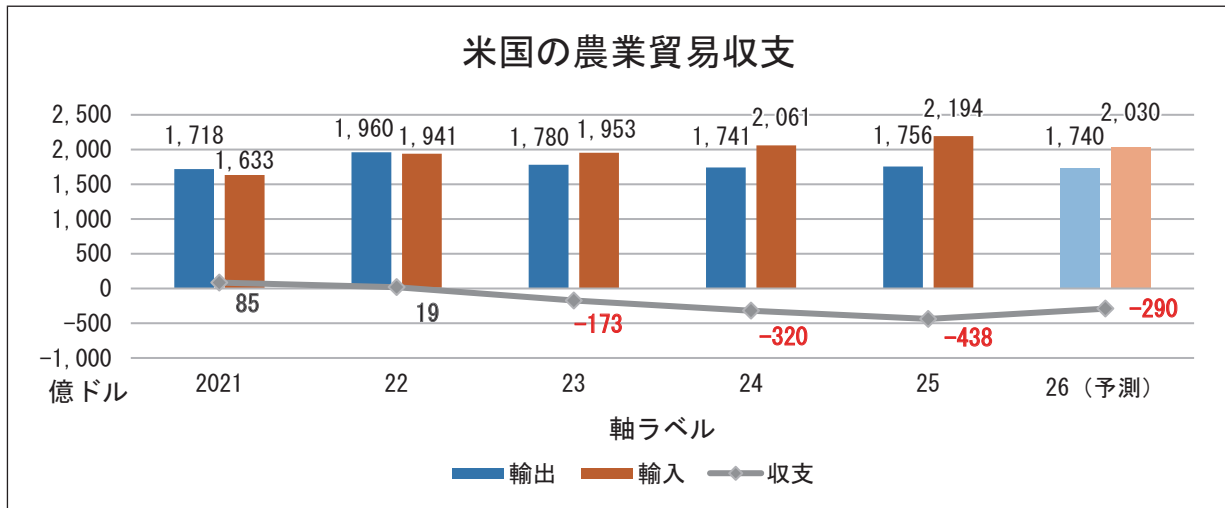
関税政策の最大の効果は、各国を交渉のテーブルに着かせ、市場アクセス、非関税措置の見直しを引き出した点にある。前述のとおり各国からは、米国農業に直接結び付く成果が複数示された。

しかし、先の合意によりいくらかの輸出拡大は見込まれるものの、近年の赤字拡大の背景には、果実、野菜、酒類などの高付加価値輸入品の増加があるなど、関税措置だけで直ちに是正しにくい構造的要因を含んでいる。また、中国による報復措置や関税引き上げによる農業投入財の高騰など、米国農業全体への影響は一律にプラスではない。

実際に2025年度⁶の農業貿易収支については、2024年度の319億ドルの赤字から拡大し、437億ドルの赤字となった。USDA（米国農務省）による2026年度見通しでは、赤字は290億ドルへ縮小する見込みであるが、アクセス拡大により輸出が大幅に増加するわけではない。内訳を見ると、輸入額が2025年度の2,194億ドルから2026年度見通しでは2,030億ドルへ減少する一方、輸出額は1,756億ドルから1,740億ドルへとおおむね横ばい圏にとどまることによる面が大きい。

したがって、現時点で、関税政策が米国農業輸出を力強く押し上げ、農業貿易収支を改善させたとは言いにくい。

6 農業貿易収支上の会計年度は10月1日から翌年9月30日まで。



【図表 4：米国の農業貿易収支の推移】

出典：USDA Economic Research Service / Foreign Agricultural Service, Outlook for U.S. Agricultural Trade：February 2026

(2) 影響に対する政府支援

こうした影響に対し、米国政府は、関税政策とは別に、大規模な農業支援策を講じている。代表的なものがFBA（Farmer Bridge Assistance）であり、USDAは2025年12月、総額120億ドル（約1兆9,200億円⁷）の支援策を公表した。

FBAは、一時的な貿易・市場の混乱や生産コスト上昇⁸により資金繰りが厳しい農家に対し、当面の資金繰りを下支えするとともに、トランプ政権による大型の予算関連法であるOBBBA（One Big Beautiful Bill Act（2025.7））での農業セーフティネット強化（参照価格の引上げ⁹等）が農家に届くまでの“橋渡し”として位置付けられている。このうち110億ドルは主として畑作物の生産者向けの一時金である。

支払いは、生産者ごとの実損を細かく精査する方式ではなく、2025年に報告した作付面積を基礎に、USDAの生産費データや需給見通しなどを使って、品目ごとに決めた1エーカー（約0.4047ha）当たり単価を掛ける仕組みである。

7 1ドル160円にて換算。

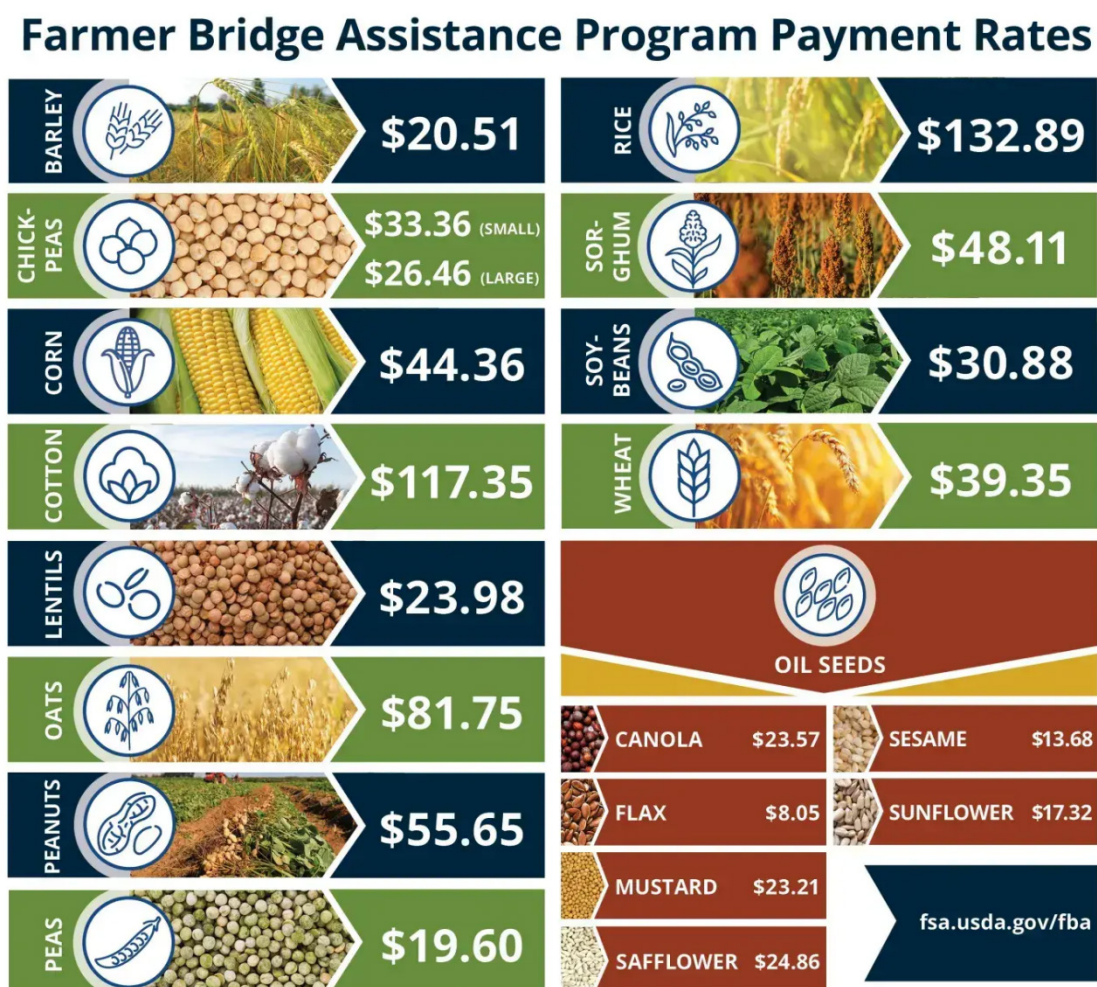
8 本措置を政権は、「記録的な生産コストの高騰と新規貿易協定ゼロをもたらしたバイデン政権の悲惨な政策を受けて発生した貿易市場の混乱と生産コストの上昇による影響に対応するため」と説明している。

9 政府支援で用いられる「政策上の基準価格」。市場価格が一定水準を下回った場合の支払い発動基準。OBBBA（2025.7）により基準価格が引き上げ。この引上げにより、支援が発動しやすくなり、支払額が増え得る。

これらの支援の性格をみると、政府は、貿易交渉に伴う市場混乱、価格下落、投入コスト上昇、災害等が重なって農業経営を圧迫していると認識していることがうかがえる。特にFBAが「貿易市場の一時的混乱」への対応として正面から位置付けられていることからみても、関税政策の負担を一定程度公的資金で緩和している構図が明確である。

なお、政府からの支払いが予定されているにもかかわらず、57の農業団体は2026年1月15日に、政府に対し、FBAを踏まえてもなお残存する損失を補填するための即時の経済的な支援の提供などの追加支援を要請している。

したがって、第二次トランプ政権の農業通商政策は、関税と市場開放要求を前面に出しつつ、その効果が現れるまでの間における農業者の不満に対し、その影響を大型の財政支援で吸収する二層構造になっているといえる。



【図表5：FBAにおける作物別の1エーカーあたりの支払額】

出典：USDA FSA, Farmer Bridge Assistance Program

(3) 関係者の評価

米国農業団体の評価は概ね、市場開放や非関税措置の是正は歓迎する一方、広くかける関税や報復関税の応酬には強い懸念を示すという賛否が交錯したものである。

米国最大の品目横断型農業団体である米国農業連盟（American Farm Bureau Federation）は、二国間合意が相次いで公表された2025年7月、新たな通商合意が米国農家に直接利益をもたらすとして歓迎を示し、政権が通商交渉で農業を重視している点を評価した。一方で同団体は、2025年4月、追加関税は肥料や専用機械など重要な投入財のコストを押し上げ、報復関税は米国農産物を国際市場で割高にし、市場シェアの長期的な喪失につながり得ると懸念を示している。さらに、2026年2月の最高裁判決後も、農業投入財への新たな関税は避け、通商紛争を速やかに解決して安定を確保すべきだと要請している。

こうした慎重姿勢は品目別団体にも共通している。例えば、米国大豆協会（ASA）は、2025年4月の追加関税公表後、既存輸出市場の喪失懸念、報復関税、投入コスト上昇、不確実性の拡大を問題視し、関係国との迅速な交渉を求めた。2026年3月にも、最大の輸出先である中国との間で「予見可能で安定した貿易」が必要であるとして、残る報復関税の撤廃と追加購入を要請している。

なお、主要な農業団体は2025年4月の相互関税公表時及び2026年2月の最高裁判決時に声明等を出しており、以下のとおり整理できる。

団体名	2025年4月の相互関税公表時の反応	2026年2月20日の最高裁判決時の反応
米国農業連盟／ American Farm Bureau Federation (AFBF) ※農業全般の団体	政権の「公平な競争条件」追求には理解を示しつつ、追加関税は肥料・機械などの投入財コストを押し上げ、報復関税は農産物の市場シェアを失わせ得るとして強く懸念。	別の方法で通商紛争を早く解決すること、農業投入財への新関税を避けること、既に公表済みの通商枠組みを具体化することを要請。
全米農民組合／ National Farmers Union (NFU) ※家族経営農家・農村の団体	関税公表とその後の急な修正が農家の不確実性を深めたとし、議会が新関税を審査・承認すべきだと主張。報復関税で失った市場は取り戻しにくいとも指摘。	関税で投入コスト上昇、輸出市場の混乱、報復が起きたとし、同種の関税を再導入しないよう政権に要請。
米国大豆協会／ American Soybean Association (ASA)	10%一律関税と国別上乘せ関税が、大豆の主要輸出先ほぼ全体に影響すると懸念。報復関税、既存市場の喪失、投入財価格の上昇を問題視しつつ、中国を含む相手国との早期交渉を要請。	肥料、種子、農薬、農機具などのコスト上昇を問題視し、今後は確実性と安定した市場アクセスが必要だと表明。
全米とうもろこし生産者協会／ National Corn Growers Association (NCGA)	米国産とうもろこしの約15%が輸出であり、国際市場は経営の土台だと指摘。関税の悪影響を懸念しつつ、交渉で相手国の障壁を下げることを重視。	2026年作付け前に、投入財の調達面と販売面の両方で安定が必要だとし、進行中の通商合意を速やかに実施・最終化することを要請
全米生乳生産者連盟／ National Milk Producers Federation (NMPF)	一律ではなく、対象を絞った関税と強い交渉を支持。特にEU・インドの高関税、非関税措置、GI運用を問題視し、関税を交渉のテコとして使うことに前向き。	単独の声明は確認できず。
米国コメ連盟／ USA Rice Federation (USA Rice)	タイ、インド、中国などを念頭に、保護主義的・補助金的な相手国への対抗措置として歓迎し、将来の市場アクセス改善のレバレッジになると期待。	判決に明確に失望を表明。関税は二国間交渉の重要な手段だとし、別の方法で再導入して交渉力を維持すべきと表明。
全米肉牛生産者・牛肉協会／ National Cattlemen's Beef Association (NCBA)	相互関税公表を比較的強く歓迎。各国の関税・非関税措置で米国産牛肉が不利だとし、政権の措置を輸出障壁の是正手段として評価。	単独の声明は確認できず。

【図表6：主要な農業団体の相互関税公表時及び最高裁判決時に声明等】

4. 直近の動向

(1) 相互関税等にかかる最高裁判決を踏まえた対応

2026年2月20日、米国最高裁は、IEEPAが大統領に広範な関税賦課権限を与えていないとして、同法に基づく相互関税を違法と判断¹⁰した。これにより、IEEPAを根拠として広くかけていた関税措置¹¹は維持できなくなった。

これに対し、政権は、1974年通商法122条に基づく追加関税へと法的根拠を切り替え、国際収支問題への対応として新たな措置を講じた。新たな措置は、一部の除外品目を除き一律10%の追加関税を最大150日間¹²課すこととされ、2026年2月24日午前0時1分（米国東部時間）から適用された。なお、トランプ大統領は税率を10%から15%に引き上げる意向を示しているが、執筆時点までには実施されていない。

また、除外品目以外の品目について、例えば日本においては、昨年の日米合意に基づき、既存（2025年4月4日まで）の関税率が15%未満の品目は15%、15%を超える品目は当該税率に据え置かれていたが、今回そうした措置が白紙となり、新たに10%の関税が上乘せされた。このため、一部の品目では合意に至った15%を超えるものがあり、日本政府は、日米合意による現状の関税率より負担が大きくなる品目が出ないように米国側に働きかけている。

最高裁判決を踏まえ、徴収済み関税の還付も問題となっている。2026年3月4日には、米国国際貿易裁判所（CIT）が政府に対し還付開始を命じ¹³、その後、米国税関当局（CBP）は総額1,660億ドル規模とされる還付処理に向け、システム整備を進めており、対象輸入者は33万者超に上るとされる。還付に向けた司法判断は前進しているが、対象範囲と実務はなお流動的であり、実際の返金手続、時期、申請・照合方法などは引き続き注視が必要である。

最高裁判決にかかる農業団体の反応は、前述のとおり、判決自体を単純に歓迎するというより、これを機に関税の応酬を縮小し、合意済みの枠組みを早く具体化してほしいというものであった。

10 最高裁判所判事は、保守派6名（うち3名は第一期トランプ政権で指名）、リベラル派3名で構成され、今回判決を執筆したロバーツ最高裁判所長官を含めて保守派の3名（うち2名ゴースッチ氏及びパレット氏はトランプ政権で指名）が多数意見側となった。

11 相互関税のほか、中国、カナダ、メキシコブラジル等への追加関税の徴収も終了した。

12 議会の承認を得れば延長可能。

13 システム改修を理由とした政府の要請に基づき、3月6日にCITはその命令のうち「即時履行」を求める部分を停止。

(2) 1974年通商法301条の適用拡大

最高裁判決後の中期的な代替手段として、政権は、1974年通商法301条¹⁴の適用拡大を検討している。USTRは2026年3月11日、中国、EU、日本、韓国、台湾、インド、東南アジア諸国など16の国・地域を対象に、製造業分野における構造的過剰生産・過剰供給に関する同条の調査を開始した。本調査にかかる意見の提出期限は2026年4月15日、公聴会は同年5月5日から予定されている。現時点では調査段階であり、追加関税の発動は決まっていないが、政権がIEEPAに代わるより持続的な法的基盤として301条を重視していることは明らかである。

さらにUSTRは2026年3月12日、日本を含む60の国・地域について、強制労働製品の輸入禁止を十分に実施していないとして、別途301条調査を開始した。こちらも4月15日まで意見募集、4月28日から公聴会が予定されている。対象範囲は広く、通商政策における301条の活用が、従来の対中国措置にとどまらず、多国間・多論点型へ広がっていることを示している。

農業との関係では、今回の調査自体は主として製造業と強制労働が中心であり、直ちに農産物を対象とするものではないとされているが、USTRの2026年通商政策アジェンダは¹⁵、今後の301条の検討対象として、「不公正な国内政策及び輸出主導型の農業政策」も明示している。このため、将来的には農業分野の補助金、輸出制度、SPSを含む非関税措置などに拡張される可能性があり、引き続き注視が必要である。

(3) 2026年3月日米首脳会談

2025年の日米合意以降の初めて首相訪米として高市首相が2026年3月に訪米し、トランプ大統領との会談に臨んだ。前月の2月には最高裁判決、3月に入り301条調査が開始されるなど通商関係も動きがあるタイミングではあったが、会談では、中東情勢、特にホルムズ海峡をめぐる安全保障とエネルギー安定供給が大きな焦点となった。

その上で、両首脳は、米国産エネルギーの生産拡大、重要鉱物分野での協力、対米投資第2弾など、経済・経済安全保障分野における具体的協力を確認した。今回の首脳会談の公表ベースでは、新たな関税率の変更や追加的な通商合意は打ち出されず、日米関税合意の着実な実施を確認するにとどまった。

14 外国の通商慣行が貿易協定に違反している場合や、不合理・差別的である場合に、大統領の指示に従ってUSTRに輸入制限措置を発動する権限を付与。措置の実行前にUSTRによる12ヵ月以内の調査等が必要。現在、中国に適用され、ブラジルが調査対象となっていた。

15 USTRが毎年議会に提出する、その年の通商政策の基本方針を示す文書。

おわりに

本号で見てきたように、第二次トランプ政権の通商政策は、司法判断による制約を受けながらも、法的根拠を切り替えつつ前へ進んでいる。1974年通商法122条に基づく措置は、最長150日間の暫定措置にとどまり、追加関税率も15%が上限とされている。実際、ホワイトハウス当局者は、トランプ大統領がなお15%への引上げ意向を維持していると説明しており、今後、税率引上げが正式措置として打ち出されるかどうかの一つの焦点となる。

もっとも、122条の措置はあくまで時限的な「つなぎ」の色彩が強い。だからこそ、今後は、より持続的な法的基盤となり得る301条調査の行方から目を離すことができない。現在行われている調査にかかる今後の公聴会等の結果次第では、新たな追加関税や是正措置に発展する可能性があるほか、USTRの2026年通商政策アジェンダでは、新たな調査の実施も含め、同条の措置を引き続き使っていく考えが示されている。

加えて、2026年11月には米国の中間選挙が予定されている。トランプ政権にとって通商政策は、国内産業保護、雇用、歳入確保、対外交渉力の誇示といった複数の政治的意味を持つ以上、選挙が近づくにつれて、関税や通商交渉が経済政策であると同時に政治日程の一部として運用される可能性もある。

したがって、今後の焦点は、122条関税が10%のまま推移するのか、それとも15%への引き上げに踏み込むのか、301条調査が実際の措置へと結び付くのか、そしてそうした動きが中間選挙をにらんでどのように加速又は修正されるのか、という点にある。日本の農業にも影響が及び得る以上、引き続きその動向を注視する必要がある。

以 上